

博物館登録について

令和6年6月28日

令和5年4月1日博物館法の一部改正が施行され、それまで登録博物館であった館も、改めて登録申請等の手続が必要になりました。

本県では、法改正後に2館の登録が済んでいるが、このたび新たに2館から登録申請があり、申請書を審査し（実地調査を含む）、日本博物館協会作成の「有識者参考リスト」に掲載されている者から意見をお聞きしたところ、2館とも博物館登録して問題ありません。

本日の博物館協議会では、申請館が今後登録博物館として運営していくために、委員皆様の広い視野からアドバイスをお願いします。

1 県内の状況

(1) 改正法施行前

登録博物館	相当施設	類似施設
7館 ○鳥取県立博物館 ○鳥取市歴史博物館（やまびこ館） ○鳥取市こども科学館 ○鳥取民藝美術館 ○渡辺美術館 ○倉吉博物館 ○米子市美術館	0館	4館 ○植田正治写真美術館 ○日南町美術館 ○米子市立山陰歴史館 ○鳥取市さじアストロパーク 等

(2) 令和6年6月現在

登録博物館	相当施設	類似施設				
8館 <table border="1"> <tr> <td>登録済</td> <td>○鳥取県立博物館 (R5.9.19 登録済) ○米子市立山陰歴史館 (R5.9.19 登録済)</td> </tr> <tr> <td>経過措置</td> <td>○鳥取市歴史博物館（やまびこ館） ○鳥取市こども科学館 ○鳥取民藝美術館 ○渡辺美術館 ○倉吉博物館 ○米子市美術館</td> </tr> </table>	登録済	○鳥取県立博物館 (R5.9.19 登録済) ○米子市立山陰歴史館 (R5.9.19 登録済)	経過措置	○鳥取市歴史博物館（やまびこ館） ○鳥取市こども科学館 ○鳥取民藝美術館 ○渡辺美術館 ○倉吉博物館 ○米子市美術館	0館	4館 ○植田正治写真美術館 ○日南町美術館 ○鳥取市さじアストロパーク 等
登録済	○鳥取県立博物館 (R5.9.19 登録済) ○米子市立山陰歴史館 (R5.9.19 登録済)					
経過措置	○鳥取市歴史博物館（やまびこ館） ○鳥取市こども科学館 ○鳥取民藝美術館 ○渡辺美術館 ○倉吉博物館 ○米子市美術館					

2 今回の申請

番号	館名	概要
1	鳥取市さじアストロパーク	設置者：鳥取市 所長：下田俊介 設置年：平成6年 所在地：鳥取市佐治町高山 1071-1 施設：<佐治天文台>鉄筋コンクリート造り地下1階、地上4階、延床面積 1,594 m ² 他に宿泊研修施設等
2	鳥取市歴史博物館（やまびこ館）	設置者：鳥取市 館長：姫村正仁 設置年：平成12年 所在地：鳥取市上町 88 番地 施設：鉄筋コンクリート造り地下1階、地上2階、一部3階、延床面積 4,007 m ²

3 今後登録予定（調整中）

倉吉博物館、日南町美術館、渡辺美術館

○博物館の登録に関する規則

昭和27年4月30日
鳥取県教育委員会規則第6号
改正 平成6年3月25日教委規則第5号
令和5年3月24日教委規則第6号

博物館の登録に関する規則をここに公布する。

博物館の登録に関する規則

博物館法（昭和26年法律第285号）第16条の規定に基きこの規則を定める。

（登録原簿）

第1条 博物館法（以下「法」という。）第14条第1項に規定する博物館登録原簿は、別記第1号様式による。

（登録申請書）

第2条 法第12条第1項の規定による登録申請書は、別記第2号様式により、教育委員会に提出しなければならない。

（登録申請書の添付書類）

第3条 法第12条第2項第3号に規定する教育委員会の定める書類は、博物館資料の目録とする。

（登録の基準）

第4条 法第13条第1項第3号から第5号までに規定する教育委員会の定める基準は、別表のとおりとする。

（変更届）

第5条 法第15条第1項の規定による変更の届出は別記第3号様式により、教育委員会に提出しなければならない。

（教育委員会への定期報告）

第6条 法第16条の規定による運営の状況の報告は、別記第4号様式により、事業年度の終了後速やかに、教育委員会に提出しなければならない。

（博物館の廃止届）

第7条 法第20条第1項の規定による博物館の廃止の届出は、別記第5号様式により、教育委員会に提出しなければならない。

（公表）

第8条 教育委員会は、次に掲げる場合には、その都度インターネットその他の方法により当該各号に定める事項があった旨を公表するものとする。

- (1) 法第11条の登録をしたとき
- (2) 法第15条第2項の変更登録をしたとき
- (3) 法第19条第1項の規定による登録の取消しをしたとき
- (4) 法第20条第2項の規定による登録の抹消をしたとき
- (5) 法第31条第1項の規定による指定をしたとき
- (6) 法第31条第2項の規定による指定の取消しをしたとき

（博物館に相当する施設の指定の申請）

第9条 博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号。以下「省令」という。）第23条第1項の指定申請書は、別記第6号様式により、教育委員会に提出しなければならない。

- 2 省令第24条第1項第2号から第4号までに規定する教育委員会の定める基準は、別表のとおりとする。この場合において、別表体制の項及び施設及び設備の項中「博物館資料」とあるのは「資料」と、体制の項中「博物館を」とあるのは「法第31条第1項の規定による指定を受けた施設（以下「指定施設」という。）を」と、職員の項及び施設及び設備の項中「博物館の」とあるのは「指定施設の」と、職員の項中「学芸員」とあるのは「学芸員に相当する職員」と、施設及び設備の項中「博物館を」とあるのは「指定施設を」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年教委規則第5号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（令和5年教委規則第6号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

項目	基準
体制	<ol style="list-style-type: none">1 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。第4号及び施設及び設備の項第1号において同じ。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもつて博物館を運営する体制を整備していること。2 基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。3 前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用しうる体制を整備していること。4 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。5 単独で、又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。6 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。7 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。
職員	<ol style="list-style-type: none">1 基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。2 学芸員が置かれていること。3 基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。
施設及び設備	<ol style="list-style-type: none">1 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。2 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。3 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。4 高齢者、障がい者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館を利用する上での困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

別記第1号様式

博物館登録原簿

登録番号

登録(変更)年月日	設置者の所在地	設置者の住所	博物館の名称	博物館の所在地	備考

備考

- 1 設置者の住所の欄は、公立博物館にあつては記入は不要とする。
- 2 登録事項に変更があつた場合は変更年月日と変更した事項のみ記載すること。

別記第2号様式

博物館登録申請書

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

設置者 氏名

博物館法第12条の規定により、下記のとおり登録を申請します。

記

- 1 設置者の名称
- 2 設置者の住所
- 3 博物館の名称
- 4 博物館の所在地
- 5 添付書類
 - (1) 博物館の設置に関する条例又は登記事項証明書の写し
 - (2) 館則の写し
 - (3) 直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面
 - (4) 当該年度における事業計画書及び予算書又は収支の見積に関する書類
 - (5) 博物館資料の目録並びに館長の氏名及び学芸員の種別ごとの氏名を記載した書面
 - (6) その他法第13条第1項各号のいずれにも該当することを証する書類

備考 本様式による申請書に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる申請を行っても差し支えない。

別記第3号様式

博物館登録申請書変更届

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

設置者 氏名

博物館法第15条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更する事項の内容
 - (1) 変更年月日
 - (2) 変更事項
- 2 変更の理由

別記第4号様式

博物館定期報告書

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

設置者 氏名

博物館法第16条の規定により、 年 月 日時点の当館の運営の状況について下記の事項を添えて報告します。

記

- 1 当該年度の運営状況を示す書面
- 2 当該年度の事業概要を示す書面
- 3 当該年度新たに整備し、又は廃止した博物館資料の目録

別記第5号様式

博物館廃止届

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

設置者 氏名

博物館法第20条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 設置者の名称
- 2 設置者の住所
- 3 博物館の名称
- 4 博物館の所在地
- 5 登録番号
- 6 廃止年月日
- 7 廃止の理由
- 8 廃止後の処置

別記第6号様式

指定申請書

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

申請者 氏名

博物館法第31条の規定により、下記施設を博物館に相当する施設として指定されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 設置者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
- 2 設置者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- 3 設立年月日
- 4 施設の名称
- 5 施設の所在地
- 6 添付書類
 - (1) 当該施設の運営に関する規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の施設の運営上必要な事項を定めたものの内容がわかる書類
 - (2) 博物館法施行規則第24条第1項各号のいずれにも該当することを証する書類

備考 本様式による申請書に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる申請を行っても差し支えない。

博物館の登録に関する申請・審査・登録要領

令和5年5月24日

鳥取県立博物館

1 概要

博物館法(昭和26年法律第285号)及び博物館の登録に関する規則(昭和27年鳥取県教育委員会規則第6号)(以下「規則」という。)に基づき、鳥取県教育委員会(鳥取県立博物館)が鳥取県内の博物館の登録(以下「博物館登録」という。)を行う際の、申請から審査・登録までの要領を定める。

2 申請から審査・登録までの流れ

別紙「博物館登録申請 審査フロー図」のとおりとする。

3 申請について

博物館登録を申請する施設(以下「申請施設」という。)は、規則に定める博物館登録に必要な提出書類に併せて、別紙「博物館登録審査チェック表」を記入のうえ鳥取県立博物館に提出する。

4 審査について

鳥取県立博物館は提出された申請書の内容を審査確認した後、申請施設を訪問して登録要件等を現地で確認する。

鳥取県立博物館は、法第13条第3項の規定に基づき、有識者から意見を聴取する。意見を聴取する有識者は、日本博物館協会が作成した「有識者参考リスト」に掲載されている者から鳥取県立博物館が人選する。

5 登録について

審査が終わった申請は、鳥取県立博物館協議会に報告した後、鳥取県教育委員会教育長の決裁を経て登録原簿に掲載するものとする。

登録完了の旨は、鳥取県立博物館から申請施設へ通知を行うとともに、インターネット(鳥取県立博物館ホームページ)で公表する。また、博物館総合サイトに掲載の連絡を行う。

6 その他

博物館指定施設の申請においては、博物館法施行規則では外部の有識者の意見聴取は任意とされているが、基本的に意見聴取を行うものとする。

博物館登録申請 審査フロー図

令和5年 5月 24日
鳥取県立博物館

